

技術提案書の作成説明会による 総合評価落札方式の改善

独立行政法人 土木研究所
森 芳徳

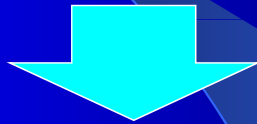
取組みの背景

- 総合評価落札方式の導入
 - ・ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(H17.4.1施行)
 - ・ 価格と品質が総合的に優れた内容の契約
 - ・ 平成17年度より試行的に導入し、平成19年度から全面的に導入。

本格導入後、各種の改善（採否通知、二段階選抜等）を図り実施しつつも、様々な課題が発生

現状と課題

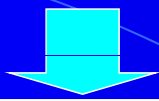
- 総合評価落札方式全般
 - ・ 発注手続き期間が長期化。（受発注者）
 - ・ 発注手続きに係わる作成資料が増加。（受発注者）
 - ・ 技術審査や提出資料の確認に時間を要する。（発注者）
 - ・ 質問及び回答の対応に時間を要する。（受発注者）
- 技術提案書作成に関して
 - ・ 電子入札システムにより公告し、公告文や入札説明書に評価項目を提示し、作成する際の注意点を作成様式に明示するのみ（発注者）



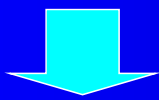
- 年度内に適切な工期が確保できない。（発注者）
- 発注工事内容の精査、積算チェックの時間が確保できない。（発注者）
- 工事の技術的特性や発注者の評価項目の設定理由などが的確に伝わらず、優秀な技術力を有している企業であっても良質な技術提案がされないケースが発生。（参加予定者）

取組み目的(改善方策)

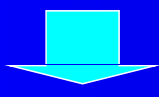
発注者の意図を的確に伝え、参加者からの疑問点等に対しても迅速かつ明確に対応することが必要。



従前実施していた現場説明会等の開催が効果的



参加者同士が面会してしまうとともに、情報交換を行う機会の可能性が高まるという危惧



透明性、公平性、競争性を確保した「技術提案書等の作成説明会」を試行

試行概要（第1段階）

～技術提案書等の作成説明会（対面方式）～

- **対象工事**：千葉県内の鋼橋上部工事
（平成21年12月公告）
- **工事規模**：L = 233m、鋼6径間連続少数钣桁橋
約1,000t、クレーンベント架設工法
- **概算金額**：約10億円
- **工期**：約25ヶ月
- **入札参加者数**：20者
- **開催方式**：予め登録した参加者を会場に集め対面方式にて実施。（説明会参加者：40名）
- **開催日**：平成21年12月
- **技術提案項目**：
「現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画」
「上部工架設時の安全管理に係わる具体的な工夫」

試行結果（1）～アンケート結果等より～

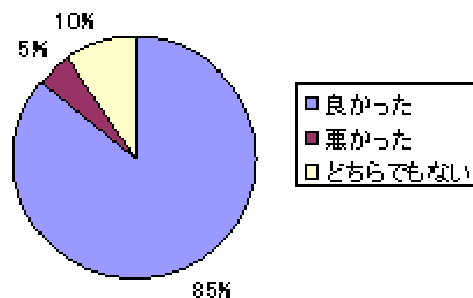
【開催にあたっての留意事項】

- ・ 参加者を事前登録制
- ・ 私語の禁止
- ・ 会場にて会社名や所属を名乗ることの禁止
- ・ 工事の現場特性と評価項目の主旨の徹底
- ・ 過度なコスト負担を伴う技術提案の払拭

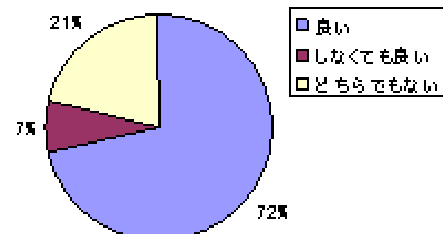
【説明会の様子】



設問1：説明会を開催して良かったと思いますか？



設問2：今後もVE提案書等の作成説明会を試行した方が良いと思いますか？



試行結果（２）～参加者からの意見等～

【メリット】

- ・電子入札での質問数が激減
- ・同規模の平均質問数： 約100件→5件
- ・説明会時にその場で質問回答ができ、企業側にも好評。

【デメリット】

- ・業者同士が顔を合わすこととなる。

【発注者側の意見】

- ・質問の数が減り、効率化となる。
- ・業者が顔を合わせないような工夫が必要。
- ・事前に質問を出させると、官民ともに効率的になると思う。
- ・お互いにメリットがあるため試行を行っていききたい。

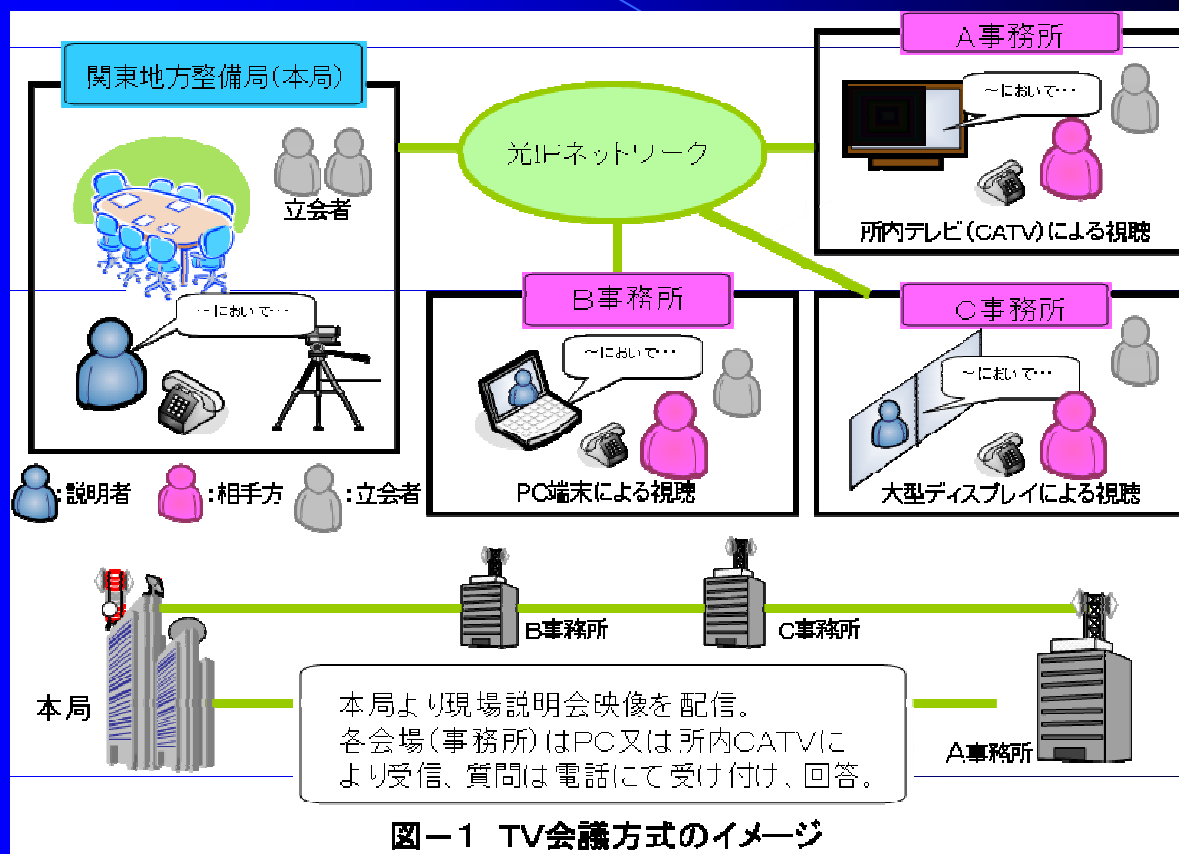
試行概要（第２段階）

～技術提案書等の作成説明会（TV会議方式）～

- **対象工事**：神奈川県内のトンネル工事
（平成22年10月公告）
- **工事規模**：L＝約150m、開削ボックスカルバート
Co＝約8,000m³、鉄筋＝約1,200t
- **概算金額**：約17億円
- **工期**：約20ヶ月
- **入札参加者数**：30者
- **開催方式**：予め登録した参加者を4会場に分散し、ICT
技術を活用したTV会議方式にて実施。
- **開催日**：平成22年10月
- **技術提案項目**：
「現場施工の安全管理に係わる具体的な施工計画」
「場所打ちコンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な
施工計画」

試行概要（第2段階）

～技術提案書等の作成説明会（TV会議方式）～



まとめと考察

【まとめ】

- ・ 技術提案の総合評価項目の設定理由や現場の施工条件等について、参加者の理解度が向上した
- ・ 過度なコスト負担を伴う技術提案が減り、現場特性を踏まえた優れた技術提案が増えた

【考察】

- ・ 透明性、競争性を確保することは公共調達制度の大前提
- ・ 上記の観点から手続きや仕組みが常に変化（しすぎる）
- ・ 変化に追従出来なければ、優秀な技術者を有する企業でも淘汰されかねない。（発注者側も同じ）
- ・ 総合評価落札方式は「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」となることが基本。
- ・ 受発注者ともに真の技術力を発揮し「より良いものを適正な価格で」調達できる制度構築を目指すことが重要。

雑感（発注者側技術者としての視点）

不適格業者の排除

技術者の減少

談合問題

民間技術力の活用

技術力の低下

低入札

【総合評価】
「技術審査・評価」
「監督・検査」

バランスが重要

【入契適正化】
「透明性」
「競争性」

公共調達システム

発注者

品確法

受注者

国民の安心・安全の確保、豊かな社会の実現